

岩手県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和2年岩手県告示第342号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、奥州市及び西磐井郡平泉町
- 2 実施した期間 令和2年5月25日から令和3年2月28日まで
- 3 実施した基本測量の種類 電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測